

2019年10月4日
関西電力株式会社

大飯発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準(以下「廃止措置保安規定審査基準」)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないこと。

そのため、本資料において、以下のとおり廃止措置保安規定審査基準に対応する保安規定条文を整理する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、本項では、変更対象条項に「有」を記載し、対応する審査基準等を抽出する。

なお、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容を変更するものについては「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、変更対象の内、「主要な変更対象の項目」以外の変更については以下のとおり明示する。

- (1) 審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。
- (2) 原子炉施設保安規定の第2編追加に伴い、保安規定条文の分編化した条文のうち、第1編の規定内容が既認可保安規定の規定内容と変更がないものについて、変更有無欄に【分編化による変更】と明示する。
- (3) 廃止措置保安規定審査基準の要求がなく、削除した条文は【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】と明示する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

(1) 第1編（3号炉及び4号炉）

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の3	関係法令および本規定の遵守	—
	○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第3条	品質保証計画	【実用炉規則第92条第1項第3号関連にて変更】
実用炉規則第92条第1項第2号 【安全文化醸成のための体制】	○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の3	関係法令および本規定の遵守	—
	○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	第2条の2	安全文化の醸成	—
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の品質保証】	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14 原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3））において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04 原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（NISA-165a-04-3））を参考として記載していること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」（平成20・08・28 原院第8号（平成20年8月29日原子力安全・保安院制定（NISA-167a-08-1））を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。	第11条	原子炉施設の定期的な評価	有
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用炉規則第77条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置（以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。	第11条	原子炉施設の定期的な評価	有
実用炉規則第92条第1項第4号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	【分編化による変更】
	○ 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務	【分編化による変更】
実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	○ 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第4条	保安に関する組織	【分編化による変更】
	○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、発電	第5条	保安に関する職務	【分編化による変更】
		第9条	原子炉主任技術者の選任	【分編化による変更】

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
<p>用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p>○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。</p>	第6条	原子力発電安全委員会	【実用炉規則第92条第1項第3号関連にて変更】	
	第8条	原子力発電安全運営委員会	【分編化による変更】	
	第9条	原子炉主任技術者の選任	【分編化による変更】	
	第10条	原子炉主任技術者の職務等	【分編化による変更】	
	第9条	原子炉主任技術者の選任	【分編化による変更】	
	第3条	品質保証計画	【実用炉規則第92条第1項第3号関連にて変更】	
	第8条	原子力発電安全運営委員会	【分編化による変更】	
	第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	—	
	第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	
	第8条	原子力発電安全運営委員会	【分編化による変更】	
	第10条	原子炉主任技術者の職務等	【分編化による変更】	
	第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	
	<p>実用炉規則第92条第1項第8号 【保安教育】</p> <p>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	第136条	所員への保安教育	【分編化による変更】
第137条		請負会社従業員への保安教育	【分編化による変更】	
第136条		所員への保安教育	【分編化による変更】	
第137条		請負会社従業員への保安教育	【分編化による変更】	
第136条		所員への保安教育	【分編化による変更】	
第137条		請負会社従業員への保安教育	【分編化による変更】	
第137条		請負会社従業員への保安教育	—	
<p>実用炉規則第92条第1項第9号 【発電用原子炉施設の運転】</p> <p>○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。</p> <p>○ 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	第13条	運転員等の確保	【分編化による変更】	
	第15条	運転管理に関する社内標準の作成	【分編化による変更】	
	第16条	引継	【分編化による変更】	
	第17条	原子炉起動前の確認事項	有	
	第18条	火災発生時の体制の整備	【分編化による変更】	
	第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	【分編化による変更】	
	第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	【分編化による変更】	
	第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	【分編化による変更】	
	第18条の4	資機材等の整備	【分編化による変更】	
	添付2	火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）	【分編化による変更】	
○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第19条	水質管理	—	
○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系	第20条	停止余裕	—	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文	変更有無
統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限（以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（以下「AOT」という。）が定められていること。	第21条	臨界ボロン濃度	—
	第22条	減速材温度係数	—
	第23条	制御棒動作機能	【分編化による変更】
	第24条	制御棒の挿入限界	—
	第25条	制御棒位置指示	—
	第26条	炉物理検査 —モード1—	—
	第27条	炉物理検査 —モード2—	—
	第28条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	【分編化による変更】
	第29条	原子炉熱出力	—
	第30条	熱流束熱水路係数 ($F_Q(Z)$)	—
	第31条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F_{\Delta H}^n$)	—
	第32条	軸方向中性子束出力偏差	—
	第33条	1/4 炉心出力偏差	—
	第34条	計測および制御設備	有
	第35条	DNB比	有
	第36条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	—
	第37条	1次冷却系 —モード3—	【分編化による変更】
	第38条	1次冷却系 —モード4—	【分編化による変更】
	第39条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系満水）—	【分編化による変更】
	第40条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系非満水）—	【分編化による変更】
	第41条	1次冷却系 —モード6（キャビティ高水位）—	【分編化による変更】
	第42条	1次冷却系 —モード6（キャビティ低水位）—	【分編化による変更】
	第43条	加圧器	—
	第44条	加圧器安全弁	有
	第45条	加圧器逃がし弁	【分編化による変更】
	第46条	低温過加圧防護	有
	第47条	1次冷却材漏えい率	有
	第48条	蒸気発生器細管漏えい監視	—
	第49条	余熱除去系への漏えい監視	—
	第50条	1次冷却材中のよう素131濃度	有
	第51条	蓄圧タンク	有
	第52条	非常用炉心冷却系 —モード1、2および3—	有
	第53条	非常用炉心冷却系 —モード4—	有
	第54条	燃料取替用水タンク	有
	第55条	ほう酸注入タンク	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
	第56条	原子炉格納容器	有
	第57条	原子炉格納容器水素再結合装置	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
	第58条	原子炉格納容器空気循環系	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
	第59条	アイスコンデンサ	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
	第60条	アイスコンデンサドア	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
	第61条	原子炉格納容器内区分隔壁	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
	第62条	原子炉格納容器再循環ドレン	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】

保安規定審査基準（実用炉） （H25. 6. 19 制定、H29. 11. 29 最終改正）		保安規定条文	変更有無	
		第 63 条	原子炉格納容器真空逃がし系	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
		第 64 条	原子炉格納容器スプレィ系	有
		第 65 条	アニュラス空気浄化系	有
		第 66 条	アニュラス	有
		第 67 条	主蒸気安全弁	有
		第 68 条	主蒸気隔離弁	【分編化による変更】
		第 69 条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	有
		第 70 条	主蒸気逃がし弁	有
		第 71 条	補助給水系	有
		第 72 条	復水タンク	有
		第 73 条	原子炉補機冷却水系	有
		第 74 条	原子炉補機冷却海水系	【分編化による変更】
		第 75 条	制御用空気系	【分編化による変更】
		第 76 条	中央制御室非常用循環系	【分編化による変更】
		第 77 条	安全補機室空気浄化系	有
		第 78 条	外部電源（1 号炉および 2 号炉）－モード 1、2、3 および 4－	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
		第 78 条の 2	外部電源（1 号炉および 2 号炉）－モード 5、6 および照射済燃料移動中－	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
		第 78 条の 3	外部電源（3 号炉および 4 号炉）	【分編化による変更】
		第 79 条	ディーゼル発電機－モード 1、2、3 および 4－	有
		第 80 条	ディーゼル発電機－モード 1、2、3 および 4 以外－	【分編化による変更】
		第 81 条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	有
		第 82 条	非常用直流電源－モード 1、2、3 および 4－	【分編化による変更】
		第 83 条	非常用直流電源－モード 5、6 および照射済燃料移動中－	【分編化による変更】
		第 84 条	所内非常用母線－モード 1、2、3 および 4－	有
		第 85 条	所内非常用母線－モード 5、6 および照射済燃料移動中－	－
		第 86 条	1 次冷却材中のほう素濃度－モード 6－	－
		第 87 条	原子炉キャビティ水位	【分編化による変更】
		第 88 条	原子炉格納容器貫通部（1 号炉および 2 号炉）－燃料移動中－	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
		第 88 条の 2	原子炉格納容器貫通部（3 号炉および 4 号炉）	【分編化による変更】
		第 89 条	使用済燃料ピットの水位および水温	有
		第 90 条	重大事故等対処設備	【分編化による変更】
		第 91 条	1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	有
		第 91 条の 2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	有
○ LCO の確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際の LCO の取扱い等が定められていること。	第 92 条	運転上の制限の確認	【分編化による変更】	
○ LCO を満足しない場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第 93 条	運転上の制限を満足しない場合	－	
○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること	第 94 条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	【分編化による変更】	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT 内に完了することが定められていること。なお、AOT 内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第 94 条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	【分編化による変更】
	○ LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 95 条	運転上の制限に関する記録	—
	○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 18 条の 7	電源機能等喪失時の体制の整備	【廃止措置保安規定審査基準の要求外であるため削除】
		第 96 条	異常時の基本的な対応	—
		第 97 条	異常時の措置	—
		第 98 条	異常収束後の措置	—
		添付 1	異常時の運転操作基準（第 97 条関連）	【分編化による変更】
		第 12 条	構成および定義	【分編化による変更】
		第 19 条の 2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	【分編化による変更】
	実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【発電用原子炉の運転期間】	○ 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 12 条の 2	原子炉の運転期間
○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。		第 102 条	燃料の取替等	【分編化による変更】
○ 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。		—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 48 条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。		—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 48 条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。		—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
○ 運転期間が 13 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 43 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。		—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後も発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 43 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。		—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号【発電用原子炉施設の運転の安全審査】		○ 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 6 条	原子力発電安全委員会
	第 8 条		原子力発電安全運営委員会	【分編化による変更】
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号【管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定等】	○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 110 条	管理区域の設定・解除	【分編化による変更】
		添付 4	管理区域図（第 105 条および第 106 条関連）	【分編化による変更】
	○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 111 条	管理区域内における区域区分	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、其他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。		第112条	管理区域内における特別措置	－
	○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第113条	管理区域への出入管理	－
	○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第113条	管理区域への出入管理	－
	○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第114条	管理区域出入者の遵守事項	－
	○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	－
		第122条	発電所外への運搬	－
	○ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第115条	保全区域	－
		添付5	保全区域図（第110条関連）	－
	○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第116条	周辺監視区域	－
○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第123条	請負会社の放射線防護	－	
	第124条	頻度の定義	－	
実用炉規則第92条第1項第13号 【排気監視設備及び排水監視設備】	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第106条	放射性液体廃棄物の管理	有
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第107条	放射性気体廃棄物の管理	有
実用炉規則第92条第1項第14号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	第117条	線量の評価	－
	○ 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第118条	床・壁等の除染	－
	○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第119条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	－
	○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	－
	○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	－
		第122条	発電所外への運搬	－
	○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	－	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	－
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。 なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	－	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	－
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第105条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	－
		第109条	頻度の定義	【分編化による変更】
	○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第110条	管理区域の設定・解除	【分編化による変更】
第111条		管理区域内における区域区分	－	
第114条		管理区域出入者の遵守事項	－	
第118条		床・壁等の除染	－	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
		第121条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	—
実用炉規則第92条第1項第15号【放射線測定器の管理】	○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第108条	放出管理用計測器の管理	【分編化による変更】
	○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第120条	放射線計測器類の管理	【分編化による変更】
実用炉規則第92条第1項第16号【発電用原子炉施設の巡視及び点検】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。	第14条	巡視点検	【分編化による変更】
実用炉規則第92条第1項第17号【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第99条	新燃料の運搬	【分編化による変更】
		第100条	新燃料の貯蔵	【分編化による変更】
		第103条	使用済燃料の貯蔵	【分編化による変更】
		第104条	使用済燃料の運搬	【分編化による変更】
	○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第101条	燃料の検査	【分編化による変更】
	○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第102条	燃料の取替等	【分編化による変更】
実用炉規則第92条第1項第18号【放射性廃棄物の廃棄】	○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第105条	放射性固体廃棄物の管理	【分編化による変更】
	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第106条	放射性液体廃棄物の管理	【実用炉規則第92条第1項第13号関連にて変更】
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第107条	放射性気体廃棄物の管理	【実用炉規則第92条第1項第13号関連にて変更】
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安意院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第105条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
	第109条	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第1項第19号【非常の場合に講ずべき措置】	○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第126条	原子力防災組織	—
		第127条	原子力防災要員	—
		第128条	原子力防災資機材等の整備	—
	○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	第128条	原子力防災資機材等の整備	—
		第129条	通報経路	—
	○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第131条	通報	—
		第126条	原子力防災組織	—
	○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第132条	原子力防災体制等の発令	—
		第133条	応急措置	—
		第134条	緊急時における活動	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 1. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第127条の2	緊急作業従事者の選定	【実用炉規則第92条第1項第9号関連にて変更】
	○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第134条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第135条	原子力防災体制の解除	【分編化による変更】
	○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第130条	原子力防災訓練	【分編化による変更】
実用炉規則第92条第1項第20号 【火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第18条	火災発生時の体制の整備	【分編化による変更】
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 （第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）	【分編化による変更】
実用炉規則第92条第1項第21号 【内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	【分編化による変更】
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 （第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）	【分編化による変更】
実用炉規則第92条第1項第21号の2	○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措	第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	【分編化による変更】

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
【火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。 <ul style="list-style-type: none"> 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的な評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 	添付 2	火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 （第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 および第 18 条の 3 関連）	【分編化による変更】
実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号 【重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせることが定められていること。 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 前各号の措置の内容について、定期的な評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 <p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第 43 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 43 条の 3 の 6 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</p>	第 13 条	運転員等の確保	【分編化による変更】
		第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	【分編化による変更】
		添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	【分編化による変更】
実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号 【大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 	第 13 条	運転員等の確保	【分編化による変更】

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	<p>2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</p> <p>4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</p> <p>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</p>	第18条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	【分編化による変更】
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【分編化による変更】
実用炉規則第92条第1項第24号 【記録及び報告】	○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第138条	記録	【分編化による変更】
		第3条	品質保証計画	【実用炉規則第92条第1項第3号関連にて変更】
	○ 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）	第138条	記録	【分編化による変更】
		第139条	報告	【分編化による変更】
	○ 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第10条	原子炉主任技術者の職務等	【分編化による変更】
		第139条	報告	【分編化による変更】
○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第139条	報告	【分編化による変更】	
実用炉規則第92条第1項第25号 【発電用原子炉施設の保守管理】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第125条	保守管理計画	【分編化による変更】
		第94条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	【分編化による変更】
	○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第94条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	【分編化による変更】
		第125条	保守管理計画	【分編化による変更】
○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められた JEAC4209-2007 又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。				

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。		第 125 条の 2	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針	【分編化による変更】	
	○ 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること。	—	—	〔大飯 3 4 号は対象外（運転開始 3 0 年未満）〕	—
	○ 実用炉規則第 92 条第 1 項第 25 号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第 82 条第 1 項から第 3 項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第 82 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	—	—	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕	—
	○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	—	〔大飯 3 4 号は対象外（運転開始 3 0 年未満）〕	—
	○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」（原規技発第 13061923（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	—	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕	—
	○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 125 条の 3 第 125 条の 4	—	溶接事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	— —
実用炉規則第 92 条第 1 項第 26 号 【技術情報の共有】	○ ブラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会や PWR 事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 125 条	保守管理計画	【分編化による変更】	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 27 号 【不適合発生時の情報の公開】	○ 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号関連にて変更】	
	○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号関連にて変更】	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 28 号 【その他必要な事項】	○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的	【分編化による変更】	
	○ 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第 1 条	目的	【分編化による変更】	
	○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。	第 2 条	基本方針	【分編化による変更】	

(2)第2編(1, 2号炉)

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第143条	関係法令および本規定の遵守	有
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第144条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
実用炉規則第92条第3項第2号 【安全文化醸成のための体制】	1) 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第142条	安全文化の醸成	有
	2) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	第144条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
実用炉規則第92条第3項第3号 【原子炉施設の品質保証】	1) 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」の取扱いについて(内規)」(平成21・09・14 原院第1号(平成21年10月16日原子力安全・保安院制定(NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3)))において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第144条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
	2) 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。	第144条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
	3) 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、実用炉規則第76条又は開発炉規則第71条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確化されていること。	第144条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置の品質保証】	○ 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第144条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
実用炉規則第92条第3項第5号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 本店(本部)及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれの規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。	第145条	保安に関する組織	有
	1) 廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務(工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務)及び責任範囲並びに組織に関すること ここで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第92条第3項第1号から第27号及び開発炉規則第87条第3項第1号から第27号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。	第146条	保安に関する職務	有
	2) 会議体に関すること 会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。	第147条	原子力発電安全委員会	有
		第148条	原子力発電安全運営委員会	有

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
3) 発電用原子炉主任技術者の選任に関する事 法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。 ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。 すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。 こうしたことから、法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ましい。 i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事 ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。 ii. 廃止措置主任者の職務に関する事 ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。 iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。 iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。 v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事」と同様の手続きが明記されていること。	第149条	廃止措置主任者の選任	有	
	ii. 廃止措置主任者の職務に関する事 ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第150条	廃止措置主任者の職務等	有
	iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第150条	廃止措置主任者の職務等	有
	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。	—	〔補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし〕	—
	v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事」と同様の手続きが明記されていること。	第149条	廃止措置主任者の選任	有
	実用炉規則第92条第3項第6号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。	第206条	所員への保安教育
2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第207条	請負会社従業員への保安教育	有	
	第206条	所員への保安教育	有	
3) 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第207条	請負会社従業員への保安教育	有	
	第206条	所員への保安教育	有	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第207条	請負会社従業員への保安教育	有
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第206条	所員への保安教育	有
		第207条	請負会社従業員への保安教育	有
実用炉規則第92条第3項第7号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には 1) 発電用原子炉炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第156条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	有
	2) 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	—	〔原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし〕	—
	3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。	第156条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	有
実用炉規則第92条第3項第8号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。	第147条	原子力発電安全委員会	有
		第148条	原子力発電安全運営委員会	有
実用炉規則第92条第3項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第177条	管理区域の設定・解除	有
		添付4	管理区域図（第110条および第111条関連）	有
		添付6	管理区域図（第177条および第178条関連）	有
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第178条	管理区域内における区域区分	有
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第179条	管理区域内における特別措置	有
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第180条	管理区域への出入管理	有
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第180条	管理区域への出入管理	有
	6) 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第181条	管理区域出入者の遵守事項	有
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	有
		第189条	発電所外への運搬	有
8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第182条	保全区域	有	
	添付5	保全区域図（第115条関連）	有	
	添付7	保全区域図（第182条関連）	有	
9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第183条	周辺監視区域	有	
10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第190条	請負会社の放射線防護	有	
	第191条	頻度の定義	有	
実用炉規則第92条第3項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第174条	放射性気体廃棄物の管理	有

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第173条	放射性液体廃棄物の管理	有
実用炉規則第92条第3項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。線量限度を超えないための措置が定められていること。	第184条	線量の評価	有
	2) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	有
	3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第185条	床・壁等の除染	有
	4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第186条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	有
	5) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	有
		第189条	発電所外への運搬	有
	6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	有
	7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	8) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30 原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定））及び平成23・06・20 原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第177条	管理区域の設定・解除	有
第178条		管理区域内における区域区分	有	
第181条		管理区域出入者の遵守事項	有	
第185条		床・壁等の除染	有	
第188条		管理区域外等への搬出および運搬	有	
実用炉規則第92条第3項第12号 【放射線測定器の管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第175条	放出管理用計測器の管理	有
	2) 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第187条	放射線計測器類の管理	有
実用炉規則第92条第3項第13号 【発電用原子炉施設の巡視及び点検】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ 日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設における点検対象施設の巡視これらに伴う処置に関すること（巡視の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。	第153条	巡視	有
実用炉規則第92条第3項第14号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	1) 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第166条	新燃料の運搬	有
		第167条	新燃料の貯蔵	有
		第168条	使用済燃料の貯蔵	有
		第169条	使用済燃料の運搬	有
	2) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。	第167条	新燃料の貯蔵	有
		第168条	使用済燃料の貯蔵	有

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 174 条	放射性気体廃棄物の管理	有
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 173 条	放射性液体廃棄物の管理	有
	3) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 170 条	放射性固体廃棄物の管理	有
	4) 法第 6 1 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」を参考として記載していること。なお、法第 6 1 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	5) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1）））を参考として記載していること。	第 171 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 16 号 【非常の場合に講ずべき措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 176 条	頻度の定義	有
		第 194 条	原子力防災組織	有
		第 195 条	原子力防災要員	有
	2) 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	第 197 条	原子力防災資機材等の整備	有
		第 154 条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	有
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 198 条	通報経路	有
		第 200 条	通報	有
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。	第 194 条	原子力防災組織	有
		第 201 条	原子力防災体制等の発令	有
		第 202 条	応急措置	有
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 203 条	緊急時における活動	有
		第 196 条	緊急作業従事者の選定	有
	6) 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。 i. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 204 条	緊急作業従事者の線量管理等	有
7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。				
8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 205 条	原子力防災体制の解除	有	
9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 199 条	原子力防災訓練	有	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 17 号 【火災発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6) 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7) その他、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8) 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 157 条	地震・火災等発生時の措置	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号 【内部溢水発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること 5) その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6) 内部溢水時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号の 2 【火山影響等発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関することを定め、これを要員に守らせること。 6) その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	有

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 19 号 【重大事故等発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。 3) 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関する所内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。 6) その他、重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	有
	2. 重大事故発生時におけるそれぞれの措置について、法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	有 (設置許可申請書及び同添付書類に該当の重大事故発生時における措置の記載なし)
実用炉規則第 92 条第 3 項第 20 号 【大規模損壊発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突によるテロリズムその他の外部から事象の発生により原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合（重大事故発生時の場合を除く。以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する所内規程を定め、これを要員に守らせること。 i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。 iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 6) その他、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	有
	2. 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	有 (設置許可申請書及び同添付書類に該当の大規模損壊発生時における措置の記載なし)
実用炉規則第 92 条第 3 項第 21 号、22 号 【原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第 208 条	記録	有
		第 144 条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
	2. 実用炉規則第 6 7 条又は開発炉規則第 6 2 条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。	第 208 条	記録	有
3. 所長及び廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。	第 209 条	報告	有	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第150条	廃止措置主任者の職務等	有
	4. 特に、実用炉規則第134条各号又は開発炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第209条	報告	有
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第209条	報告	有
実用炉規則第92条第3項第23号 【原子炉施設の保守管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められたJ E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。	第192条	保守管理計画	有 (参考資料参照)
	2. 日常の保安活動の評価を踏まえ、原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第192条	保守管理計画	有 (参考資料参照)
	3. 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。	—	〔予防保全を目的としてやむを得ず行う保全作業は行わないことから、保安規定に記載なし〕	—
	4. 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。	第193条	溶接事業者検査の実施	有
実用炉規則第92条第3項第24号 【保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第192条	保守管理計画	有 (参考資料参照)
実用炉規則第92条第3項第25号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第144条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報ライブラリー等への登録などに必要な事項が記載されていること。	第144条	品質保証計画	有 (参考資料参照)
実用炉規則第92条第3項第26号 【廃止措置の管理】	○ 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第151条	構成および定義	有
		第152条	運転員の確保	有
		第154条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	有
		第155条	引継	有
		第157条	地震・火災等発生時の措置	有
		第159条	安全貯蔵措置	有
		第160条	工事の計画および実施	有
		第161条	工事完了の報告	有
		第162条	使用済燃料ピットの水温	有
		第163条	施設運用上の基準の確認	有
		第164条	施設運用上の基準を満足しない場合	有
		第165条	施設運用上の基準に関する記録	有
		第170条	放射性固体廃棄物の管理	有
		第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	有
		第172条	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	有
		第173条	放射性液体廃棄物の管理	有

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第174条	放射性気体廃棄物の管理	有
		第208条	記録	有
実用炉規則第92条第3項第27号 【その他、原子炉施設又は廃止措置に係る保安】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1. 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第140条	目的	有
	2. 廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の保守管理については、保安規定に必要な事項を記載すること。	第192条	保守管理計画	有 (参考資料参照)
	3. 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。	第141条	基本方針	有
	4. 原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第43条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第140条	目的	有

審査基準比較詳細資料
(第 144 条関連および第 192 条関連)

- 審査基準 実用炉規則第9 2条第3項第3号 1)、2)の要求事項
- 審査基準 実用炉規則第9 2条第3項第4号(二つ目の・)
- ⇒第144条全体が対応

第2章 品質保証

(品質保証計画)

第144条 第141条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。

1. 目的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下、「JEAC4111」という。)および関係法令に基づく品質マネジメントシステム(安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。

3. 定義

本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるものの他 JEAC4111 に従う。

(1) 発電用原子炉施設

原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称をいう(以下、本条において「原子炉施設」という)。

(2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう(以下、本編において、「ニューシア」という)。

(3) PWR事業者連絡会

国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラント

- 審査基準 実用炉規則第9 2条第3項第4号の要求事項(一つ目の・)
- ⇒4.1(1)および(2) a)、b)、c)および図144-1が対応

検討の実施および第192条に

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

(1) 原子力部門(第145条 図145に示す組織すべてをいう。以下、本編において同じ。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を4.2.1 b)、c)、d)およびe)に示す文書で明確にする。
- b) これらのプロセスの順序および相互関係を図144-1に示す。

- c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。
- d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。(6. 参照)
- e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
- f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
- g) これらのプロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。
- h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。

(3) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、重要度分類指針を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表 144-2 の 4. 1 項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。

- a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性または斬新性の程度
- b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
- c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度

い、作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必

○審査基準 実用炉規則第9 2条第3 項第1号、2号 1)) の要求事項
⇒ 4.2.1、4.2.3 および図 144-2、表 144-1、表 144-2 が対応

○審査基準 実用炉規則第9 2条第3 項第3号 3) の要求事項
⇒ 4.2.1 および図 144-2、表 144-1、表 144-2 が対応

○審査基準 実用炉規則第9 2条第3 項第21号、22号の要求事項
⇒ 4.2.1e) および、また書きが対応

理する。
原子力部門が
を確実にする。
は、原子力部

4. 2 文書化に関する要求事項

4. 2. 1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステム文書体系図を図 144-2 に示す。

- a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明
- b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
- c) JEAC4111 の要求事項に基づき作成する表 144-1 に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録
- d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した表 144-2 に示す社内標準およびこれらの社内

標準の中で明確にした記録

- e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書（c）およびd)の社内標準を除く。）およびこれらの文書の中で明確にした記録

なお、b)、c)およびd)に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、表144-1、表144-2で示す社内標準の中で、文書名または作成し管理することを記載する。

また、c)、d) およびe)の記録は、適正に作成する。

4. 2. 2 品質マニュアル

原子力部門は、次の事項を含む品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」（本品質保証計画を含む。）を作成し、維持する。

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲（2. 参照）
- g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内標準（4. 2. 1参照）
- h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（図144-1参照）

4. 2. 3 文書管理

(1) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。

(2) 次の活動に必要な管理を規定するために、表144-1の4. 2. 3項に係る社内標準を確立する。

- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
- b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
- c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
- d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
- e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
- f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために原子力部門が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
- g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

4. 2. 4 記録の管理

(1) 原子力部門は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。

- (2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、表144-1の4. 2. 4項に係る社内標準を確立する。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。
5. 経営者の責任
5. 1 経営者のコミットメント
- 社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。
- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を原子力部門内に周知する。
 - b) 品質方針を設定する。(5. 3参照)
 - c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。(5. 4. 1参照)
 - d) マネジメントレビューを実施する。(5. 6参照)
 - e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。(6. 参照)
 - f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
5. 2 原子力安全の重視
- 原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。(7. 2. 1および8. 2. 1参照)
5. 3 品質方針
- 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。
- a) 原子力部門の目的に対して適切である。
 - b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
 - c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
 - d) 原子力部門全体に伝達され、理解される。
 - e) 適切性の持続のためにレビューされる。
 - f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。
5. 4 計画
5. 4. 1 品質目標
- (1) 社長は、原子力部門内のしかるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7. 1(3)a)参照)が設定されていることを確実にする。
 - (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。
 - (3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表144-2の5. 4項に係る社内標準を確立する。
5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画
- 社長は、次の事項を確実にする。
- a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。

b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。

5. 5 責任、権限およびコミュニケーション

5. 5. 1 責任および権限

社長は、第146条および第150条に定める責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。

5. 5. 2 管理責任者

(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。

(2) 管理責任者（原子力事業本部長）は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。

a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。

b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。

c) 原子力部門（経営監査室を除く。）全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

(3) 管理責任者（経営監査室長）は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。

a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。

b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。

c) 経営監査室全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

5. 5. 3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。

a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。

b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。

c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。（5. 4. 1 および 8. 2. 3 参照）

d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 5. 4 内部コミュニケーション

(1) 社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。

(2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項について、表144-2の5. 5. 4項に係る社内標準を確立する。

5. 6 マネジメントレビュー

5. 6. 1 一般

- (1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回（原則として年度末）以上品質マネジメントシステムをレビューする。
- (2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を表144-2の5. 5. 4項に係る社内標準に基づき管理責任者（原子力事業本部長）へ報告する。管理責任者（原子力事業本部長および経営監査室長）は、これらの情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。
- (3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。なお、第146条第1項(18)に定める関係する部門についてもマネジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。
- (4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。（4. 2. 4参照）

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- a) 監査の結果
- b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8. 2. 1参照）
- c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）ならびに検査および試験の結果（8. 2. 3および8. 2. 4参照）
- d) 予防処置および是正処置の状況（8. 5. 2および8. 5. 3参照）
- e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況
- f) 関係法令の遵守状況
- g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ（5. 6. 3参照）
- h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- i) 改善のための提案

5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。

- a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善
- b) 業務の計画および実施にかかわる改善
- c) 資源の必要性

6. 資源の運用管理

6. 1 資源の提供

原子力部門は、原子力安全に必要な資源を表144-2の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る社内標準において明確にし、提供する。

6. 2 人的資源

6. 2. 1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。

6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識

原子力部門は、表 1 4 4 - 2 の 5. 4 項および 6. 2 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
- c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。
- d) 原子力部門の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。(4. 2. 4 参照)

6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー

原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において明確にし、維持管理する。

また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において明確にし、維持する。

6. 4 作業環境

原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において明確にし、運営管理する。

7. 業務の計画および実施

7. 1 業務の計画

- (1) 原子力部門は、表 1 4 4 - 1 の 4. 2. 3 項に係る社内標準および表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4. 1 参照)
- (3) 原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
なお、d)については表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において明確にする。
 - a) 業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項
 - b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
 - c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動ならびにこれらの合否判定基準
 - d) 業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4. 2. 4 参照)
- (4) この計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。

7. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

7. 2. 1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化

原子力部門は、次の事項を業務の計画（7. 1 参照）で明確にする。

- a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項
- c) 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて

7. 2. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
 - a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
- (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、原子力部門はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門は、関連する文書として業務の計画を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7. 2. 3 外部とのコミュニケーション

原子力部門は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表 1 4 4 - 2 の 7. 2. 3 項に係る社内標準で明確にし、実施する。

7. 3 設計・開発

原子力部門は、表 1 4 4 - 2 の 7. 3 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 設計・開発の計画において、原子力部門は、次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の段階
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
 - c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限
- (3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。

7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。（4. 2. 4 参照）インプットには、次の事項を含める。

- a) 機能および性能に関する要求事項
 - b) 適用される法令・規制要求事項
 - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。
7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット
- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。
- a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
 - d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。
7. 3. 4 設計・開発のレビュー
- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7. 3. 1 参照）体系的なレビューを行う。
- a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
7. 3. 5 設計・開発の検証
- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7. 3. 1 参照）検証を実施する。
- この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。
7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認
- (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7. 3. 1 参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
7. 3. 7 設計・開発の変更管理
- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

- (2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
 - (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
 - (4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
7. 4 調達
- 原子力部門は、表 1 4 4 - 2 の 7. 4 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
7. 4. 1 調達プロセス
- (1) 原子力部門は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
 - (2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
 - (3) 原子力部門は、供給者が原子力部門の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。
 - (4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
 - (5) 原子力部門は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報の取得およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を定める。
7. 4. 2 調達要求事項
- (1) 調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。
 - a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の適格性確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告および処理に関する要求事項
 - e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
 - (2) 原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
 - (3) 原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
7. 4. 3 調達製品の検証
- (1) 原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
 - (2) 原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

7. 5 業務の実施

原子力部門は、業務の計画（7. 1 参照）に基づき、次の事項を実施する。

7. 5. 1 業務の管理

原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視および測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、原子力部門は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
 - a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準
 - b) 設備の承認および要員の適格性確認
 - c) 所定の方法および手順の適用
 - d) 記録に関する要求事項（4. 2. 4 参照）
 - e) 妥当性の再確認

7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ

- (1) 必要な場合には、原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、適切な手段により、業務・原子炉施設を識別する。
- (2) 原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

7. 5. 4 原子力部門外の所有物

原子力部門は、原子力部門外の所有物について、それが原子力部門の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

7. 5. 5 調達製品の保存

- (1) 原子力部門は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。
- (2) 原子力部門は、調達製品の保存に係る事項について、表 1 4 4 - 2 の 7. 5. 5 項に

係る社内標準を確立する。

7. 6 監視機器および測定機器の管理

原子力部門は、業務の計画（7. 1 参照）に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、原子力部門は、実施すべき監視および測定を表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項および 8. 2. 4 項に係る社内標準において明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を表 1 4 4 - 2 の 7. 6 項に係る社内標準において明確にする。
- (2) 原子力部門は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを、表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において確立する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。
 - a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。（4. 2. 4 参照）
 - b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力部門は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。（4. 2. 4 参照）

原子力部門は、その機器、および影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

- (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。

この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

8. 評価および改善

8. 1 一般

- (1) 原子力部門は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。
 - a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。
 - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
 - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。

8. 2 監視および測定

8. 2. 1 原子力安全の達成

原子力部門は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を表144-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。

8. 2. 2 内部監査

原子力部門は、表144-1の8. 2. 2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- (1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。
 - a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7. 1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および原子力部門が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
 - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
- (2) 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。ただし、監査員は、自らの業務を監査しない。
- (3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。
- (4) 監査およびその結果の記録を維持する。(4. 2. 4参照)
- (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。(8. 5. 2参照)
- (6) 監査のプログラムおよび結果について、管理責任者に報告する。
- (7) 経営監査室は、原子力事業本部および発電所が実施した内部監査を評価する。その結果、経営監査室長が必要と判断した場合には、原子力事業本部、発電所に内部監査の実施を指示する。
- (8) 原子力事業本部および発電所は、経営監査室長から内部監査の実施について指示がある場合は内部監査を実施する。

8. 2. 3 プロセスの監視および測定

- (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
- (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
- (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正ならびに是正処置をとる。

8. 2. 4 検査および試験

- (1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表 144-2 の 8. 2. 4 項に係る社内標準を確立し、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画（7. 1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。（4. 2. 4 参照）
- (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。
- (3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する。（4. 2. 4 参照）
- (4) 業務の計画（7. 1 参照）で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。

8. 3 不適合管理

原子力部門は、表 144-1 の 8. 3 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- (1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定する。
- (3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
 - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
 - d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。

○審査基準 実用炉規則第9 2 条第3 項第 25 号 1. の要求事項
⇒8.3(6)が対応

再検証を行う。
処置の記録を

- (6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8. 4 データの分析

- (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表 144-2 の 8. 4 項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
 - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8. 2. 1 参照）
 - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合（8. 2. 3 および 8. 2. 4 参照）
 - c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向（8. 2. 3 および 8. 2. 4 参照）

d) 供給者の能力（7. 4 参照）

8. 5 改善

8. 5. 1 継続的改善

原子力部門は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8. 5. 2 是正処置

原子力部門は、表 1 4 4 - 1 の 8. 5. 2 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- (1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。
 - a) 不適合のレビュー
 - b) 不適合の原因の特定
 - c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価

○審査基準 実用炉規則第9 2条第3項第25号2. の要求事項
⇒8.5.3(1)が対応

8. 5. 3 予防処置

原子力部門は、表 1 4 4 - 1 の 8. 5. 3 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- (1) 原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）および他の施設から得られた知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。
- (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。
 - a) 起こり得る不適合およびその原因の特定
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定および実施
 - d) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）
 - e) とった予防処置の有効性のレビュー

○審査基準 実用炉規則第 92 条第 3 項第 23 号 1. 2.の要求事項
⇒第 192 条全体が対応

第 8 章 保守管理

(保守管理計画)

第 192 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。

2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7. 3 参

○審査基準 実用炉規則第 92 条第 3 項第 27 号 2.の要求事項

⇒3. 保全プログラムの策定、4. 保全対象範囲の策定、5. 保全重要度の設定が対応

7. 3 参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

3. 保全プログラムの策定

原子力部門は、2. の保守管理目標を達成するため4. より11. からなる保全プログラムを策定する。

また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7. 3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

原子力部門は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 廃止措置計画に定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備
- (2) その他自ら定める設備

5. 保全重要度の設定

原子力部門は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために5. の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

a. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。

- ① 予防可能故障（MPFF）回数
 - (2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
 - a. 系統レベルの保全活動管理指標
 - ① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。
 - (3) 原子力部門は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。
 - (4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。
 - 7. 保全計画の策定
 - (1) 原子力部門は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。
 - a. 点検計画（7. 1 参照）
 - b. 補修、取替えおよび改造計画（7. 2 参照）
 - c. 特別な保全計画（7. 3 参照）
 - (2) 原子力部門は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
 - a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験
 - b. 使用環境および設置環境
 - c. 劣化、故障モード
 - d. 機器の構造等の設計的知見
 - e. 科学的知見
 - (3) 原子力部門は、保全の実施段階において、維持すべき原子炉施設^{※1}の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。
- ※1：廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。
- 7. 1 点検計画の策定
 - (1) 原子力部門は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。
 - (2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
 - a. 予防保全
 - ① 時間基準保全
 - ② 状態基準保全
 - b. 事後保全
 - (3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
 - a. 時間基準保全
 - 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

①点検の具体的方法

②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

③実施頻度

④実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

i) 状態監視データの具体的採取方法

ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準

iii) 状態監視データ採取頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 巡視点検の具体的方法

ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法

③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 定例試験の具体的方法

ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

7. 2 補修、取替えおよび改造計画の策定

(1) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。

(2) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

a. 検査および試験の具体的方法

b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準

c. 検査および試験の実施時期

※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構築物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう（以下、本条および第208条において同じ）。

※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）、ならびに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう（以下、本条および第208条において同じ）。

7. 3 特別な保全計画の策定

(1) 原子力部門は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。

(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

a. 点検の具体的方法

b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準

c. 点検の実施時期

8. 保全の実施

(1) 原子力部門は、7. で定めた保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。

(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを実施する。

a. 工事計画

b. 設計管理

c. 調達管理

d. 工事管理

(3) 原子力部門は、点検・補修等の結果について記録する。

9. 点検・補修等の結果の確認・評価

(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。

(2) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定め

たプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。

※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置

(1) 原子力部門は、以下の a. および b. の場合には、不適合管理を行ったうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。

a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合

(2) 原子力部門は、(1)a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

11. 保全の有効性評価

原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

a. 保全活動管理指標の監視結果

b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績

c. トラブルなど運転経験

d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ

e. リスク情報、科学的知見

(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

a. 点検および取替結果の評価

b. 劣化トレンドによる評価

c. 類似機器等のベンチマークによる評価

d. 研究成果等による評価

(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

12. 保守管理の有効性評価

(1) 原子力部門は、11. の保全の有効性評価の結果および2. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。

13. 情報共有

原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。

○審査基準 実用炉規則第92条第3項第24号の要求事項

⇒13. 情報共有が対応